


| 項          | 意見・質問         | 文書名               | 頁番号       | 章番号          | 節番号 | 小節番号   | 意見   | 理由   | 回答  |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
|------------|---------------|-------------------|-----------|--------------|-----|--------|--|--|---|----|------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|---------|--------|---|-------|--------------|---------|--------|---|--|---------------|------|-------|--------------|------------|---|------|--------|--------------|
| 1          | 意見            | 要件定義書             | 3         | 2            | 2.2 | (1)    | 以下の要件修正をご検討ください。<br>修正前：～1U 高に収めること。<br>修正後：～「可能な限り」1U 高に収めること。  | 本調達では10GBASEや100GBASEの広帯域が求められているため、提供できる場所や回線サービス仕様により終端装置を1Uに限定されると、選択できる通信サービスが限定され継続的に提供できない可能性が生じると考えるため。   | ご意見を踏まえて要件を見直し、加点項目としました。<br><br>表2 終端装置等の設置に係る要件<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象拠点</th> <th>設置想定機器</th> <th>設置要件 (上限)</th> <th>電力要件 (提供)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データセンタ</td> <td>TV06/OSAG</td> <td>光リッチパネル</td> <td>2Uまで※1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地方集約点</td> <td>デジタル庁が提供する施設</td> <td>光リッチパネル</td> <td>2Uまで※1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>政令指定都市に所在する拠点</td> <td>終端装置</td> <td>32Uまで</td> <td>1500W<br/>2回路</td> </tr> <tr> <td>別添2 専用回線一覧</td> <td>-</td> <td>終端装置</td> <td>2Uまで※2</td> <td>100V<br/>300W</td> </tr> </tbody> </table> <small>※1 デジタル庁内は、事業場において事業場内に10Uまで確保可能なデジタル庁が保有するクラウドへの設置を想定する。<br/>※2 電力供給する場合は、データセンタ事業者の設備を使用するなど、事業場において設備確保を確保すること。<br/>※3 1Uで設置する拠点数割合に応じて拡大する。</small> | 種別 | 対象拠点 | 設置想定機器 | 設置要件 (上限) | 電力要件 (提供) | データセンタ | TV06/OSAG | 光リッチパネル | 2Uまで※1 | - | 地方集約点 | デジタル庁が提供する施設 | 光リッチパネル | 2Uまで※1 | - |  | 政令指定都市に所在する拠点 | 終端装置 | 32Uまで | 1500W<br>2回路 | 別添2 専用回線一覧 | - | 終端装置 | 2Uまで※2 | 100V<br>300W |
| 種別         | 対象拠点          | 設置想定機器            | 設置要件 (上限) | 電力要件 (提供)    |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| データセンタ     | TV06/OSAG     | 光リッチパネル           | 2Uまで※1    | -            |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 地方集約点      | デジタル庁が提供する施設  | 光リッチパネル           | 2Uまで※1    | -            |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
|            | 政令指定都市に所在する拠点 | 終端装置              | 32Uまで     | 1500W<br>2回路 |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 別添2 専用回線一覧 | -             | 終端装置              | 2Uまで※2    | 100V<br>300W |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 2          | 意見            | 要件定義書             | 4         | 2            | 2.2 | (2)    | 以下の要件修正をご検討ください。<br>修正前：～1U 高に収めること。<br>修正後：～「可能な限り」1U 高に収めること。  | 本調達では10GBASEや100GBASEの広帯域が求められているため、提供する場所や回線サービス仕様により終端装置を1Uに限定されると、選択できる通信サービスが限定され継続的に提供できない可能性が生じると考えるため。  | ご意見を踏まえて要件を見直し、加点項目としました。<br><br>表2 終端装置等の設置に係る要件<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象拠点</th> <th>設置想定機器</th> <th>設置要件 (上限)</th> <th>電力要件 (提供)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データセンタ</td> <td>TV06/OSAG</td> <td>光リッチパネル</td> <td>2Uまで※1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地方集約点</td> <td>デジタル庁が提供する施設</td> <td>光リッチパネル</td> <td>2Uまで※1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>政令指定都市に所在する拠点</td> <td>終端装置</td> <td>32Uまで</td> <td>1500W<br/>2回路</td> </tr> <tr> <td>別添2 専用回線一覧</td> <td>-</td> <td>終端装置</td> <td>2Uまで※2</td> <td>100V<br/>300W</td> </tr> </tbody> </table> <small>※1 デジタル庁内は、事業場において事業場内に10Uまで確保可能なデジタル庁が保有するクラウドへの設置を想定する。<br/>※2 電力供給する場合は、データセンタ事業者の設備を使用するなど、事業場において設備確保を確保すること。<br/>※3 1Uで設置する拠点数割合に応じて拡大する。</small> | 種別 | 対象拠点 | 設置想定機器 | 設置要件 (上限) | 電力要件 (提供) | データセンタ | TV06/OSAG | 光リッチパネル | 2Uまで※1 | - | 地方集約点 | デジタル庁が提供する施設 | 光リッチパネル | 2Uまで※1 | - |  | 政令指定都市に所在する拠点 | 終端装置 | 32Uまで | 1500W<br>2回路 | 別添2 専用回線一覧 | - | 終端装置 | 2Uまで※2 | 100V<br>300W |
| 種別         | 対象拠点          | 設置想定機器            | 設置要件 (上限) | 電力要件 (提供)    |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| データセンタ     | TV06/OSAG     | 光リッチパネル           | 2Uまで※1    | -            |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 地方集約点      | デジタル庁が提供する施設  | 光リッチパネル           | 2Uまで※1    | -            |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
|            | 政令指定都市に所在する拠点 | 終端装置              | 32Uまで     | 1500W<br>2回路 |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 別添2 専用回線一覧 | -             | 終端装置              | 2Uまで※2    | 100V<br>300W |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 3          | 意見            | 要件定義書             | 5         | 2            | 2.2 | (4)    | 以下の要件修正をご検討ください。<br>修正前：～1U 高に収めること。<br>修正後：～「可能な限り」1U 高に収めること。  | 本調達では10GBASEや100GBASEの広帯域が求められているため、提供する場所や回線サービス仕様により終端装置を1Uに限定されると、選択できる通信サービスが限定され継続的に提供できない可能性が生じると考えるため。  | ご意見を踏まえて要件を見直し、加点項目としました。<br><br>表2 終端装置等の設置に係る要件<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象拠点</th> <th>設置想定機器</th> <th>設置要件 (上限)</th> <th>電力要件 (提供)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データセンタ</td> <td>TV06/OSAG</td> <td>光リッチパネル</td> <td>2Uまで※1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地方集約点</td> <td>デジタル庁が提供する施設</td> <td>光リッチパネル</td> <td>2Uまで※1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>政令指定都市に所在する拠点</td> <td>終端装置</td> <td>32Uまで</td> <td>1500W<br/>2回路</td> </tr> <tr> <td>別添2 専用回線一覧</td> <td>-</td> <td>終端装置</td> <td>2Uまで※2</td> <td>100V<br/>300W</td> </tr> </tbody> </table> <small>※1 デジタル庁内は、事業場において事業場内に10Uまで確保可能なデジタル庁が保有するクラウドへの設置を想定する。<br/>※2 電力供給する場合は、データセンタ事業者の設備を使用するなど、事業場において設備確保を確保すること。<br/>※3 1Uで設置する拠点数割合に応じて拡大する。</small> | 種別 | 対象拠点 | 設置想定機器 | 設置要件 (上限) | 電力要件 (提供) | データセンタ | TV06/OSAG | 光リッチパネル | 2Uまで※1 | - | 地方集約点 | デジタル庁が提供する施設 | 光リッチパネル | 2Uまで※1 | - |  | 政令指定都市に所在する拠点 | 終端装置 | 32Uまで | 1500W<br>2回路 | 別添2 専用回線一覧 | - | 終端装置 | 2Uまで※2 | 100V<br>300W |
| 種別         | 対象拠点          | 設置想定機器            | 設置要件 (上限) | 電力要件 (提供)    |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| データセンタ     | TV06/OSAG     | 光リッチパネル           | 2Uまで※1    | -            |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 地方集約点      | デジタル庁が提供する施設  | 光リッチパネル           | 2Uまで※1    | -            |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
|            | 政令指定都市に所在する拠点 | 終端装置              | 32Uまで     | 1500W<br>2回路 |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 別添2 専用回線一覧 | -             | 終端装置              | 2Uまで※2    | 100V<br>300W |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 4          | 意見            | SLA 項目一覧          | 5         | 2            | 2.3 | -      | 表1-4 SLA目標値の項目5において、代替サービスが24時間以内の記載の削除をご検討ください。   | 線路障害が生じた際は原因特定まで数日を要し、線路振り替え等による代替サービスが24時間以内に提供できない可能性が高いことが想定されるため。  | 検討した結果、原案のとおりとします。  |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 5          | 意見            | SLA 項目一覧          | -         | -            | -   | -      | 通信サービスにて定義されている以上のSLAについては、ネットワーク全体のSLAとして別途調達される通信機器または運用管理で設定とする。もしくは本調達にて設定する場合は実行と合意の上採用する回線サービス毎にSLAを設定する形としていただけないでしょうか。 | ネットワーク全体のSLAとしては、別途調達される通信機器または運用管理の枠組みと合わせての設定が必要であると考えたため。また、複数の通信事業者サービスを組み合わせる提案する場合においてそれぞれの通信事業者のサービス仕様では、原則としてSLAを含めて定義されている事項以上の保証対応はできず、各社設定しているSLAが異なる点が想定される。そのため、一律で本項目に記載のSLA遵守するための追加設備投資等によりコストが不用意に膨らむ点が懸念される。 | SLAについては、別紙6_SLA項目一覧_1章及び2章を踏まえて対応いただくことを想定しております。  |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 6          | 意見            | O1-O1_別添資料1_要件定義書 | 3         | 2            | 2.2 | (1)(ア) | アクセス回線の監視を行うために一定レート（数kbps）の回線帯域を消費することを許容いただけるものと認識してよろしいでしょうか。   | アクセス回線の監視を行うために一定レート（数kbps）の回線帯域を消費  | ご意見を踏まえて、以下のとおり借入回線一覧に追加いたします。<br>「※2 監視を目的として回線帯域の一部を消費することを容認するが、業務用通信と監視用通信は分離させること。」  |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 7          | 意見            | O1-O1_別添資料1_要件定義書 | 3         | 2            | 2.2 | (1)(エ) | 9200バイト以上ではなく9000バイト以上に変更いただけないでしょうか？  | 提供可能な回線サービスが9200バイトに対応していないため  | ご意見を踏まえて、以下のとおり要件定義書を修正いたします。<br>「フレームサイズは、9000オクテット（バイト）以上透過可能なこと。」  |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 8          | 意見            | O1-O1_別添資料1_要件定義書 | 4         | 2            | 2.2 | (2)(エ) | 1U高ではなく2U高に変更いただくことはできないでしょうか？   | 最新の回線サービス並びにエリアによっては回線終端装置の違いにより、高さが1Uに収まらない懸念があるため。   | ご意見を踏まえて要件を見直し、加点項目としました。<br><br>表2 終端装置等の設置に係る要件<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象拠点</th> <th>設置想定機器</th> <th>設置要件 (上限)</th> <th>電力要件 (提供)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データセンタ</td> <td>TV06/OSAG</td> <td>光リッチパネル</td> <td>2Uまで※1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地方集約点</td> <td>デジタル庁が提供する施設</td> <td>光リッチパネル</td> <td>2Uまで※1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>政令指定都市に所在する拠点</td> <td>終端装置</td> <td>32Uまで</td> <td>1500W<br/>2回路</td> </tr> <tr> <td>別添2 専用回線一覧</td> <td>-</td> <td>終端装置</td> <td>2Uまで※2</td> <td>100V<br/>300W</td> </tr> </tbody> </table> <small>※1 デジタル庁内は、事業場において事業場内に10Uまで確保可能なデジタル庁が保有するクラウドへの設置を想定する。<br/>※2 電力供給する場合は、データセンタ事業者の設備を使用するなど、事業場において設備確保を確保すること。<br/>※3 1Uで設置する拠点数割合に応じて拡大する。</small> | 種別 | 対象拠点 | 設置想定機器 | 設置要件 (上限) | 電力要件 (提供) | データセンタ | TV06/OSAG | 光リッチパネル | 2Uまで※1 | - | 地方集約点 | デジタル庁が提供する施設 | 光リッチパネル | 2Uまで※1 | - |  | 政令指定都市に所在する拠点 | 終端装置 | 32Uまで | 1500W<br>2回路 | 別添2 専用回線一覧 | - | 終端装置 | 2Uまで※2 | 100V<br>300W |
| 種別         | 対象拠点          | 設置想定機器            | 設置要件 (上限) | 電力要件 (提供)    |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| データセンタ     | TV06/OSAG     | 光リッチパネル           | 2Uまで※1    | -            |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 地方集約点      | デジタル庁が提供する施設  | 光リッチパネル           | 2Uまで※1    | -            |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
|            | 政令指定都市に所在する拠点 | 終端装置              | 32Uまで     | 1500W<br>2回路 |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 別添2 専用回線一覧 | -             | 終端装置              | 2Uまで※2    | 100V<br>300W |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 9          | 意見            | O1-O1_別添資料1_要件定義書 | 5         | 2            | 2.2 | (4)(カ) | 1U高ではなく2U高に変更いただくことはできないでしょうか？   | 最新の回線サービス並びにエリアによっては回線終端装置の違いにより、高さが1Uに収まらない懸念があるため。   | ご意見を踏まえて要件を見直し、加点項目としました。<br><br>表2 終端装置等の設置に係る要件<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象拠点</th> <th>設置想定機器</th> <th>設置要件 (上限)</th> <th>電力要件 (提供)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データセンタ</td> <td>TV06/OSAG</td> <td>光リッチパネル</td> <td>2Uまで※1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地方集約点</td> <td>デジタル庁が提供する施設</td> <td>光リッチパネル</td> <td>2Uまで※1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>政令指定都市に所在する拠点</td> <td>終端装置</td> <td>32Uまで</td> <td>1500W<br/>2回路</td> </tr> <tr> <td>別添2 専用回線一覧</td> <td>-</td> <td>終端装置</td> <td>2Uまで※2</td> <td>100V<br/>300W</td> </tr> </tbody> </table> <small>※1 デジタル庁内は、事業場において事業場内に10Uまで確保可能なデジタル庁が保有するクラウドへの設置を想定する。<br/>※2 電力供給する場合は、データセンタ事業者の設備を使用するなど、事業場において設備確保を確保すること。<br/>※3 1Uで設置する拠点数割合に応じて拡大する。</small> | 種別 | 対象拠点 | 設置想定機器 | 設置要件 (上限) | 電力要件 (提供) | データセンタ | TV06/OSAG | 光リッチパネル | 2Uまで※1 | - | 地方集約点 | デジタル庁が提供する施設 | 光リッチパネル | 2Uまで※1 | - |  | 政令指定都市に所在する拠点 | 終端装置 | 32Uまで | 1500W<br>2回路 | 別添2 専用回線一覧 | - | 終端装置 | 2Uまで※2 | 100V<br>300W |
| 種別         | 対象拠点          | 設置想定機器            | 設置要件 (上限) | 電力要件 (提供)    |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| データセンタ     | TV06/OSAG     | 光リッチパネル           | 2Uまで※1    | -            |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 地方集約点      | デジタル庁が提供する施設  | 光リッチパネル           | 2Uまで※1    | -            |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
|            | 政令指定都市に所在する拠点 | 終端装置              | 32Uまで     | 1500W<br>2回路 |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |
| 別添2 専用回線一覧 | -             | 終端装置              | 2Uまで※2    | 100V<br>300W |     |        |  |  |   |    |      |        |           |           |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |  |               |      |       |              |            |   |      |        |              |

| 項  | 意見・質問 | 文書名                   | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号  | 意見  | 理由   | 回答   |
|----|-------|-----------------------|-----|-----|-----|-------|---|--|--|
| 10 | 意見    | 01-01_別添資料1_要件定義書     | 10  | 3   | 3.3 | 3.2.3 | ウイルス感染からネットワークを切り離すような暫定対策については、要件緩和をいただけないでしょうか  | 今回の調達範囲は通信回線のみであり、本ネットワーク内でのセキュリティインシデントを提供事業者側で検知する仕組みは対象外と想定しているため。  | ご意見を踏まえて要件を見直し、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。   |
| 11 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 3   | 2   |     |       | 表1-1 SLAの項番1について、回線は24時間/365日監視し、保守の受付を致しますが、通信サービス死活監視の時間にかかるSLA規定については緩和をいただけないでしょうか      | 提供可能な回線サービスの仕様として監視時間にかかるSLA規定がないため。<br>また、個別に監視運用環境をご用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。   | 検討した結果、原案のとおりとします。   |
| 12 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 3   | 2   |     |       | 表1-1 SLAの項番2について、セキュリティ障害時の障害初動通知時間にかかるSLA規定については緩和をいただけないでしょうか                             | 提供可能な回線サービスの仕様として故障通知時間についてのSLA規定はありませんが、セキュリティ障害についての障害初動通知時間はSLA規定がないため。<br>また、個別に監視運用体制を用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。                        | ご意見を踏まえて要件を見直し、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。   |
| 13 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 3   | 2   |     |       | 表1-1 SLAの項番3について、代替サービス等による復旧時間 およびセキュリティ障害時の復旧時間については緩和をいただけないでしょうか                        | 提供可能な回線サービスの仕様として復旧時間についてのSLA規定はございませんが代替サービス等による復旧時間 および セキュリティ障害時にかかるSLA規定がないため。<br>また、個別に回線の冗長化やセキュリティ障害時の復旧体制を用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。 | ご意見を踏まえて要件を見直し、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。   |
| 14 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 3   | 2   | 2.1 |       | 表1-2 SLAの対象とする障害種別の項番1について、回線は24時間/365日監視し、保守の受付を致しますが、監視時間にかかるSLA規定については緩和をいただけないでしょうか     | 提供可能な回線サービスの仕様として監視時間にかかるSLA規定がないため。<br>また、個別に監視運用体制を用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。  | 検討した結果、原案のとおりとします。   |
| 15 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 3.4 | 2   | 2.1 |       | 表1-2 SLAの対象とする障害種別の項番2~4について、「セキュリティ障害」発生から通知までの時間にかかるSLA規定については緩和をいただけないでしょうか              | 提供可能な回線サービスの仕様として故障から復旧までの時間を故障通知時間のSLAで規定していますが、セキュリティ障害時のSLA規定がないため。<br>また、個別に監視運用体制を用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。                            | ご意見を踏まえて要件を見直し、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。   |
| 16 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 4   | 2   | 2.1 |       | 表1-2 SLAの対象とする障害種別の項番5~7について、「セキュリティ障害」発生から復旧までの時間にかかるSLA規定については緩和をいただけないでしょうか              | 提供可能な回線サービスの仕様として故障から復旧までの時間を故障回復時間のSLAで規定していますが、セキュリティ障害時にかかるSLA規定がないため。<br>また、個別に監視運用体制を用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。                         | ご意見を踏まえて要件を見直し、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。   |
| 17 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 5   | 2   | 2.3 |       | 表1-4 SLA目標値の項番1について、回線は24時間/365日監視し、保守の受付を致しますが、監視時間にかかるSLA規定については緩和をいただけないでしょうか            | 提供可能な回線サービスの仕様として監視時間にかかるSLA規定がないため。<br>また、個別に監視運用環境をご用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。   | 検討した結果、原案のとおりとします。   |
| 18 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 5   | 2   | 2.3 |       | 表1-4 SLA目標値の項番2~4について、障害通知時間（障害）を30分以内に緩和をいただけないでしょうか                                       | 提供可能な回線サービスの仕様として障害通知時間（障害）にかかるSLA規定が30分以内となるため。<br>また、個別に監視運用環境をご用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。   | ご意見を踏まえ、SLA項目一覧を以下のとおり修正いたします。<br>「障害通知時間の目標値：30分以内」                                 |
| 19 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 5   | 2   | 2.3 |       | 表1-4 SLA目標値の項番3~4について、セキュリティ障害（情報漏洩等のインシデント）の連絡は行いますが障害通知時間（障害）にかかるSLA規定については緩和をいただけないでしょうか | 提供可能な回線サービスの仕様としてセキュリティ障害（情報漏洩等のインシデント）の連絡は行いますが障害通知時間（障害）にかかるSLA規定がないため。<br>また、個別に監視運用体制を用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。                         | ご意見を踏まえて要件を見直し、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。   |
| 20 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 6   | 2   | 2.4 |       | 表1-5 SLAの測定方法と測定条件の項番1について、監視時間にかかるSLA規定については緩和をいただけないでしょうか                                 | 提供可能な回線サービスの仕様として監視時間にかかるSLA規定がないため。<br>また、個別に監視運用環境をご用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。   | 検討した結果、原案のとおりとします。   |
| 21 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 6   | 2   | 2.4 |       | 表1-5 SLAの測定方法と測定条件の項番2について、故障通知時間SLAの規定は「受託業者が故障を知った時刻から30分以内」に緩和をいただけないでしょうか               | 提供可能な回線サービスの仕様として故障通知時間SLAの規定は「受託業者が故障を知った時刻から30分以内」となるため。<br>また、個別に監視運用環境をご用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。                                       | 検討した結果、原案のとおりとします。   |
| 22 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 6   | 2   | 2.4 |       | 表1-5 SLAの測定方法と測定条件の項番3について、3.復旧時間は「故障回復時刻(T2)ー故障発生時刻(T1)」としていただけないでしょうか。                    | 提供可能な回線サービスの仕様として復旧時間は「故障回復時刻(T2)ー故障発生時刻(T1)」となるため。<br>また、個別に監視運用環境をご用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。  | 検討した結果、原案のとおりとします。   |
| 23 | 意見    | 01-03_別添資料6_SLA項目一覧 2 | 6   | 2   | 2.4 |       | 表1-5 SLAの測定方法と測定条件の項番3について、平均障害復旧時間、代替サービス等による復旧時間にかかるSLA規定については緩和をいただけないでしょうか              | 提供可能な回線サービスの仕様として平均障害復旧時間、代替サービス等によるSLAの規定がないため。<br>また、個別に回線の冗長化や障害時の復旧体制を用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。   | 検討した結果、原案のとおりとします。   |
| 24 | 意見    | 01-01_別添資料1_要件定義書     | 3   | 2   | 2   | -     | 2.2の小節番号に不備がございます。以下に訂正をお願いします。<br>2.1-2.2.1  | 文章に不備があったため  | 「2.1」は小節番号ではありませんが、ご意見を踏まえて、以下のとおり要件定義書を修正いたします。<br>「2.1の「事業者が提供する通信サービスの構成」における回線は」 |



| 項  | 意見・質問 | 文書名              | 頁番号  | 章番号  | 節番号 | 小節番号   | 意見   | 理由   | 回答  |
|----|-------|------------------|------|------|-----|--------|--|--|---|
| 35 | 意見    | 要件定義書            | 4    | 2    | 2   | (2)(イ) | 「Xは各拠点とするが、Yについては、デジタル庁データセンタたるTYO5またはOSA2とすること。」と、記載がございますが「Yについては、デジタル庁データセンタたるTYO5またはOSA2」に追加して「地方集約拠点」も含まれると考えます。  | 要件把握のため  | 別添1_要件定義書2.3.2(7)と同趣旨の内容を記載しております。  |
| 36 | 意見    | 要件定義書            | 7    | 2    | 3   | 2(1)   | 「データセンタを新規に提案する場合は、ハウジング要件として、空間要件：19インチラックにて16U以上の空間、電力要件：100V/10Aの電力回路を2回路、空調要件：通信機器の電力消費に見合う空調を備え、かつ、その利用費用等を含めなければならない。」と、記載がございますが、「ラックについては、今後の拡張を考慮しフルラック、当初は100V10A(1kVA)2回路とし、将来的に100V40A(4kVA)まで拡張できるようにする。」へ変更して頂きたいです。   | 将来性の拡張かつ、事業者によって提案が異なってしまうことを考慮するため  | ご意見を踏まえて、以下のとおり要件定義書を修正いたします。<br>「なお、事業者にて提供するデータセンタを地方集約点とする場合は、終端装置の設置後において、19インチラック16U以上の空間を確保するとともに、異なる2回路の1500Wの電力回路を提供することを提案に含めなければならない。」  |
| 37 | 意見    | 要件定義書            | 7    | 2    | 3   | 2(1)   | 「地方集約点の場所は、別添2、借入回線一覧に定める拠点のうち政令指定都市に所在する拠点、デジタル庁が整備済みデータセンタ、もしくは、事業者が提案するデータセンタとすることができる。」と、記載がございますが、提案事業者による集約拠点の準備を必須としていただきたい。<br>提案事業者によっては少ないIDC等により、公平性がなくなってしまうので、どこエリアにPOPを設置するか、何箇所等を記載して頂きたいです。<br>借受ける場合の条件が提案事業者の想定とずれていると、追加費用等が発生する要因となるため、提案事業者の設備で地方集約拠点を作ることを推奨するためです。  | 提案事業者の公平性のため   | 検討した結果、地方集約点の場所については原案のとおりといたします。   |
| 38 | 意見    | 要件定義書            | 7    | 2    | 3   | 2(1)   | 「地方集約点の場所は、別添2、借入回線一覧に定める拠点のうち政令指定都市に所在する拠点、デジタル庁が整備済みデータセンタ、もしくは、事業者が提案するデータセンタとすることができる。」上記について、地方集約点の確実に設置できる拠点及び設置条件をご提示ください。  | 提案事業者の公平性のため   | 要件定義書記載のとおり、「地方集約点の場所は、別添2に定める拠点のうち政令指定都市に所在する拠点（中略）とすることができます。」としております。なお、設置条件については「2.4.終端装置等の設置に係る要件」として、要件定義書へ記載がありますのでご確認ください。  |
| 39 | 意見    | 要件定義書            | 7    | 2    | 3   | 2(2)   | 「地域集約点からTYO5及びOSA2へのアクセス回線はA型専用線に限り」と、記載がございますが、下記のように変更して頂きたいです。<br>「地域集約点からTYO5及びOSA2へのアクセス回線はA型専用線に限る。また、冗長回線も必須とし、回線についてはB型専用線も可能とする。」   | 各集約拠点からTYO5、OSA2までの回線について、A型専用線だけでなく冗長性がないNWとなってしまいます。冗長用回線として、他の集約拠点へ接続する回線（専用線）を一緒に調達すべきと考えます。また、冗長回線は価格的に、より廉価なB型専用線がベストであると考えます。<br>※冗長用回線の帯域の考え方提示も必要と考えます。 | 検討した結果、原案のとおりとしますが、冗長回線については加点項目といたします。<br>「なお、別添資料2、借入回線一覧の「副回線」が「O」となっている拠点は、主回線とは異なる設備を使用するなど、冗長性を実現できることを考慮した回線で提供することとし、高い冗長性を担保した構成を提案する場合は加点とする。」  |
| 40 | 意見    | 要件定義書            | 7    | 2    | 3   | 2(2)   | 「地域集約点からTYO5及びOSA2へのアクセス回線はA型専用線に限り」と、記載がございますが、各キャリアのNW構成を考慮すると札幌PoP～TYO5、仙台PoP～TYO5は同一ルートを通るのが最短ルート（最小費用）となるため、同一ルートでの提案が自然となる（同様に広島PoP～OSA2、博多PoP～OSA2も同様）。<br>そこで、最短ルートが同一ルートの場合、PoP間通信（札幌PoP～仙台PoP、博多PoP～広島PoP）を許容いただきたい。<br>下記図が、最短ルート・同一ルートを考えた構成イメージとなります。<br> | 経済的合理性の観点から費用を下げられるため  | ご意見を踏まえて、要件を見直しました。<br>「(4)各ブロックからTYO5/OSA2への接続については、以下の構成とすること。なお、(ア)及び(イ)において、下設5とあり、中継するブロックの地方集約点からTYO5/OSA2へ接続する回線(a)は、拠点間の地方集約点からの回線(a)と中継する地方集約点からの回線(b)において必要する帯域の、合計の帯域以上とすること。おつて、地方集約点からTYO5/OSA2への接続に必要な帯域は後述(7)に記載する。<br>(ア)北海道ブロックの地方集約点からTYO5への接続<br>北海道ブロックー東北ブロックーTYO5<br>(イ)九州ブロックの地方集約点からOSA2への接続<br>九州ブロックー中部ブロックーOSA2<br>(ウ)北陸ブロックの地方集約点からTYO5及びOSA2への接続<br>北陸ブロックーTYO5 かつ 北陸ブロックーOSA2<br>(エ)中部ブロックの地方集約点からTYO5及びOSA2への接続<br>中部ブロックーTYO5 かつ 中部ブロックーOSA2」 |
| 41 | 意見    | 要件定義書            | 10   | 3    | 1   | -      | 「2.2 回線種別ごとの要件(3)ダークファイバ型回線については、事業者における監視の対象外とするが、当庁から障害の検知の連絡があった場合は、他の通信サービスと同様に復旧に係る対応を行うこと。」と、記載がございますが、ダークファバーのみ監視対象外とするとSLA要件と大きくかけ離れてしまうことと、監視ができないサービスの提供は運用保守上必ずしも避けられないと考えます。   | 提案事業者の公平性のため   | ご意見を踏まえて、要件定義書を以下のとおり修正いたします。<br>「なお、2.2回線種別ごとの要件(3)ダークファイバ型回線については、事業者における監視の対象外とするが、予備心を確認するなど、ファイバ切断時において回復時間の短縮を想定した構成とし、当庁から障害の検知の連絡があった場合は、他の通信サービスと同様に復旧に係る対応を行うこと」  |
| 42 | 意見    | SLA項目一覧          | 5    | 2    | 3   | 表 1-4  | 「障害通知時間」の「障害」の目標値が「15分以内(24時間365日)」と記載がありますが、「30分(24時間365日)」に緩和していただくことは可能でしょうか。   | 提供サービスの仕様都合のため   | ご意見を踏まえ、SLA項目一覧を以下のとおり修正いたします。<br>「障害通知時間の目標値：30分以内」  |
| 43 | 意見    | O2_別添資料1、要件定義書   | 3    | 2.2. | (1) | (エ)    | 「(エ)接続インターフェース規格は、指定帯域以上のイーサネット規格とし、フレームサイズは、9200 オクテット (バイト) 以上透過可能なこと。」と御座いますが、帯域ジャンプがフレーム短縮が可能であれば、9200byteが必須でない場合は「9000 オクテット (バイト) 以上透過可能なこと」との表記への変更をご検討願います。   | 専用線構成検討において、コスト面・構成面での検討の幅が増え、より最適な提案が出来る可能性が御座います。  | ご意見を踏まえて、以下のとおり要件定義書を修正いたします。<br>「フレームサイズは、9000オクテット (バイト) 以上透過可能なこと。」  |
| 44 | 意見    | O3_別添資料2、借入回線一覧  | -    | -    | -   | -      | 現時点で住所情報が非開示の拠点については開示頂く事は可能でしょうか。   | 回線の提供可否及び構成検討に当たり、住所情報が必要ためとなります。  | 開覧資料をご確認ください。   |
| 45 | 質問    | 調達仕様書            | P.6  | 1    | 1   | 5      | 本調達契約期間は最大でも2ヶ月の利用と読み取れますが、より長期間の契約延長や、拠点移設及び帯域変更等の構成変更の可能性はございますでしょうか。  | 要件定義書2.3.1前提に記載された「経済的合理性、通信事業者の設備、光ファイバ網などの状況」を鑑みると、左記記載の内容が発生しうると想定したため。   | 借入期間は、仕様書に記載のとおりです。   |
| 46 | 質問    | 調達仕様書            | P.10 | 2    | 2   | 3(5)   | 「受注者は、個別予見できない事情を除き、通信サービスの保守契約期間を延長できること。」と記載がございますが、「個別予見できない事情」とは具体的にどのようなケースが当てはまるでしょうか。   | 延長契約検討時に、当該通信サービスの提供終了が予定されることとなった場合は、後継サービス他項目への変更が発生する場合等が想定されるため。   | 天災地変、疫病の流行、法令の制定又は改廃、通信の品質その他の著しい事情が発生し、協議の結果、個別予見できない事情として認められ場合のことを指します。  |
| 47 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.4  | 2    | 2   | 2(3)   | ダークファイバ型回線が好ましいと想定される拠点や適用条件は存在しますでしょうか。また、ダークファイバ型回線の採用は提案事業者次第とし必ずしも提案構成に含めずとも問題ないでしょうか。   | 要件を正しく把握するため。  | 特段ございません。また、採用についてもご認識のとおりです。   |

| 項                  | 意見・質問                               | 文書名              | 頁番号  | 章番号 | 節番号   | 小節番号    | 意見   | 理由                               | 回答  |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
|--------------------|-------------------------------------|------------------|------|-----|-------|---------|--|----------------------------------|---|--------|----------------|--------------------|-----|-------------------|-------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------------------------|-------------------|----------------------------------|
| 48                 | 質問                                  | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.4  | 2   | 2     | 2(3)    | Xは各拠点とするが、Yについては、デジタル庁データセンターたるTYO5またはOSA2となっており、2拠点間の損失値は、1330nmの波長において、25dBを超えないこと、となっていますが、想定される拠点はありますでしょうか。                                 | 左記要件に該当する提供範囲に限られると考えるため。        | 想定はしておりませんが、閲覧資料で拠点等の所在地を確認の上、精査願います。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 49                 | 質問                                  | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.6  | 2   | 2.3.2 | (1)     | 政令指定都市に所在する拠点を地方集約点とする原に、法令停電等の影響がなく保守作業員の立ち入りを含めて24時間365日稼働に達する拠点は存在しますでしょうか。   | 要件を正しく把握するため。                    | 全ての拠点において、法令停電等の影響が生じる可能性があります。なお、別添資料6.SLA項目一覧のとおり、停電等のサービスの停止は免責事項に該当し、SLA達成状況評価の対象外とします。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 50                 | 質問                                  | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.7  | 2   | 2.3.2 | (2)     | 「地域集約点からTYO5及びOSA2へのアクセス回線は～50%以上の帯域を満たすうえで」とありますが、集約数によっては10Gbpsに収まらない場合があると考えます。その場合は地域集約点からTYO5及びOSA2へのアクセス回線は複数本の提供で問題ないでしょうか。               | 要件を正しく把握するため。                    | 同一帯域の回線であれば、複数本の提供でも問題ございません。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 51                 | 質問                                  | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.7  | 2   | 2.3.2 | (2)     | 地方集約点からTYO5及びOSA2それぞれへのアクセス回線部分の冗長構成は不要と読み取れますが認識合っていますでしょうか。  | 構成を正しく理解するため                     | 必須ではございません。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 52                 | 質問                                  | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.10 | 2   | 2.3   | -       | 本調達にて整備する地方集約点は、本調達以降に実施が想定されるGSS移行省庁での利用も想定していますでしょうか。  | 構成を正しく理解するため                     | 現時点では想定しておりません。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 53                 | 質問                                  | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.10 | 3   | 3.3   | -       | 「3.3 セキュリティ障害対応」とは、本サービスを利用するユーザー側ではなく、本サービスを利用する事業者側で起きた事案に対する対応という理解でよろしいでしょうか。本調達では通信回線サービスの提供となりますので、提供するサービスそのものに対するセキュリティインシデントは該当しない認識です。 | 要件を正しく把握するため。                    | ご質問を踏まえて要件を見直し、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。  |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 54                 | 質問                                  | 別添資料2_借入回線一覧     | -    | -   | -     | -       | 地方集約点にて集約できる対象拠点の制限（当該地方集約点の同一都道府県内拠点、等）はございますでしょうか。   | 構成を正しく理解するため                     | 地方集約点について、要件定義書の記載を見直しました。<br>「(1)下表1で示すブロックごとに1つ以上の地方集約点を設置することを必須とし、北海道ブロックを除いては、地方集約点を中心として周辺の3都道府県以上の拠点からの通信回線を集約すること、各ブロックの集約対象となる都道府県は以下のとおりを想定しているが、事業者の設備等の状況を踏まえて提案することとする」<br><br>表1 地方集約点のブロック構成イメージ<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>Block名</th> <th>回線の集約対象となる都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1<sup>①</sup> 北海道</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>2<sup>②</sup> 東北</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県</td> </tr> <tr> <td>3<sup>③</sup> 北陸</td> <td>新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県</td> </tr> <tr> <td>4<sup>④</sup> 中部</td> <td>静岡県、岐阜県、愛知県、三重県</td> </tr> <tr> <td>5<sup>⑤</sup> 中国</td> <td>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県</td> </tr> <tr> <td>6<sup>⑥</sup> 九州</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</td> </tr> </tbody> </table> | Block名 | 回線の集約対象となる都道府県 | 1 <sup>①</sup> 北海道 | 北海道 | 2 <sup>②</sup> 東北 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 | 3 <sup>③</sup> 北陸 | 新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県 | 4 <sup>④</sup> 中部 | 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県 | 5 <sup>⑤</sup> 中国 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県 | 6 <sup>⑥</sup> 九州 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |
| Block名             | 回線の集約対象となる都道府県                      |                  |      |     |       |         |  |                                  |   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 1 <sup>①</sup> 北海道 | 北海道                                 |                  |      |     |       |         |  |                                  |   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 2 <sup>②</sup> 東北  | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県             |                  |      |     |       |         |  |                                  |   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 3 <sup>③</sup> 北陸  | 新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県                 |                  |      |     |       |         |  |                                  |   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 4 <sup>④</sup> 中部  | 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県                     |                  |      |     |       |         |  |                                  |   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 5 <sup>⑤</sup> 中国  | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県 |                  |      |     |       |         |  |                                  |   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 6 <sup>⑥</sup> 九州  | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県    |                  |      |     |       |         |  |                                  |   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 55                 | 質問                                  | 別添資料2_借入回線一覧     | -    | -   | -     | -       | 多くの拠点が主回線のみで回線冗長されておらず、本調達で提供する回線がダウンした場合においても、当該拠点にて業務継続できる通信環境は別調達等にて整備されるという認識で良いでしょうか。   | 本調達に対する考え方、構成を正しく理解するため          | GSSネットワークにおいては、本件専用線サービスも含めた複数の接続サービス等により冗長性を確保しております。  |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 56                 | 質問                                  | 別添資料2_借入回線一覧     | -    | -   | -     | -       | 主回線のみでの拠点、地方集約点を設けた構成及びTYO5/OSA2など、単一障害点が複数存在することになりますが、本調達範囲で障害が生じた場合においても、当該拠点にて業務継続できる通信環境は別調達等にて整備されるという認識で良いでしょうか。                          | 本調達に対する考え方、構成を正しく理解するため          | ご認識のとおり、GSSネットワークとして業務継続性を確保しております。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 57                 | 質問                                  | 調達仕様書            | P.6  | 1   | -     | -       | 回線工事において、付帯工事やアスベスト対応は本調達の範囲となりますでしょうか。  | 調達範囲を明確にするため。                    | 拠点への回線引き込みから終端装置までの敷設について、必要に応じて対応いただく場合がございます。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 58                 | 質問                                  | 調達仕様書            | P.6  | 11  | 1     | -       | キャリア複数社の回線サービスを合わせてプライム事業者がご提案することは可能でしょうか。  | 最適な構成にて提案を行うため。                  | 問題ございません。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 59                 | 質問                                  | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.2  | 1   | -     | -       | TYO5とOSA2の各GSSDCに回線を十数本を引き込みする提案は仕様上許容されますでしょうか。また、GSSDCに引き込み可能な回線数の制限はございますでしょうか。   | 最適な構成にて提案を行うため。                  | 2U高までのスペース内に光ハッチパネルや終端装置等が収まるのであれば、問題ございません。  |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 60                 | 質問                                  | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.2  | 2   | 4     | -       | 共用型通信サービスを利用する場合、国税庁と法務省と環境省の拠点を同一網に収容する構成は、本要件を満たす理解でよろしいでしょうか。   | 最適な構成にて提案を行うため。                  | 問題ございません。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 61                 | 質問                                  | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.3  | 1   | -     | -       | 回線監視を実施するにあたり、お客様NW機器に定期Ping等の監視を実施することは可能でしょうか。   | ご要件を明確にするため。                     | デジタル庁側機器を利用した回線監視は認めません。Ethernet OAM など、L2レベルの監視を想定しています。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 62                 | 質問                                  | 別添資料6、SLA項目一覧    | P.2  | 3   | -     | -       | SLAの目標値より障害通知時間が15分以内と記載がございますが、障害検知時はメールでの自動通知でも本要件を満たす理解でよろしいでしょうか。  | ご要件を明確にするため。                     | 記載の要件を満たす場合は、ご認識のとおりで問題ございません。なお、障害通知時間は以下のとおり見込んでおります。「障害通知時間の目標値：30分以内」なお、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 63                 | 質問                                  | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.3  | 2   | 2     | 1       | TYO5/OSA2に敷設する回線の冗長は必要でしょうか？また冗長回線を提供する場合、異なる通信キャリアのアクセス回線を利用する必要がありますか？   | 冗長回線の提供する場合の回線サービス毎の提供可否を確認するため。 | 別添資料2_借入回線一覧の「副回線」が「○」となっている拠点以外は、冗長回線は必須ではございません。  |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |
| 64                 | 質問                                  | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.3  | 2   | 2     | 2(1)(イ) | TYO5、OSA2の場所を教えてくださいましては可否でしょうか  | 冗長回線の提供する場合の回線サービス毎の提供可否を確認するため。 | 閲覧資料をご確認ください。   |        |                |                    |     |                   |                         |                   |                     |                   |                 |                   |                                     |                   |                                  |

| 項  | 意見・質問 | 文書名              | 頁番号  | 章番号 | 節番号 | 小節番号    | 意見   | 理由   | 回答  |
|----|-------|------------------|------|-----|-----|---------|--|--|---|
| 65 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.3  | 2   | 2   | 2(1)(オ) | 利用する予定のイーサネットタイプをご提示いただけませんか？  | 全てのイーサネットタイプの透過の実現可否の確認が必要となるため。   | <p>ご質問を踏まえて、要件定義書2.2「回線種別ごとの要件」を再見しました。</p> <p>①(A)型専用線<br/> 本線は、2拠点間DMZや販売分野別専用線などによる伝送路を確保した専用サービスを想定している。以下①のとおり、<br/> (ア)指定する2拠点間(X-Yとする)に指定領域を双方(全二重)にラインレーンにて提供できること。<br/> (イ)又は指定点とするが、Yについては、デジタルデータセンタがTYO5またはOSA2とする。<br/> (ウ)メテディアコンタ等の制限は、指定領域以上のイーサネット規格とし、フレームサイズは、1522オクテット(バイト)以上透過可能なこと。<br/> (エ)接続インターフェース規格は、指定領域以上のイーサネット規格とし、フレームサイズは、9000オクテット(バイト)以上透過可能なこと。<br/> (オ)プロトコルサポートは伝送可能であること。<br/> (カ)下記に示すイーサネットタイプを透過可能であること。<br/> Ether Typeプロトコル<br/> ①0x8000P4<br/> ②0x8000AF4<br/> ③0x1002P/VLAN IEEE 802.1Q<br/> ④0x8000P6<br/> ⑤0x8000イーサネットプロトコルLAGなど<br/> ⑥0x88A8:9100Q-in-Q VLAN IEEE 802.1ad<br/> ⑦0x80C0LLDP IEEE 802.1AB<br/> ⑧0x80E0MACoam IEEE 802.1AE</p> <p>②(B)型専用線<br/> 本線は、MPLS/VPN等公開ネットワーク交換網において、調整分野及び帯域確保による2拠点間の専用サービスを想定している。イメージは下記のとおり。<br/> (ア)指定する2拠点間(X-Yとする)に指定領域を双方(全二重)にて確保し提供できること。<br/> (イ)又は指定点とするが、Yについては、デジタルデータセンタがTYO5またはOSA2とすること。<br/> (ウ)接続インターフェース規格は、指定領域以上のイーサネット規格とし、フレームサイズは、1522オクテット(バイト)以上透過可能なこと。<br/> (エ)接続インターフェースを光ケーブル/UTPケーブルにて提供の場合は、光ケーブルの場合は、シングルモードLCコネクタ形式、UTPケーブルの場合は、RJ45コネクタ形式とすること。<br/> (オ)プロトコルサポートは伝送可能であること。<br/> (カ)下記に示すイーサネットタイプを透過可能であること。<br/> Ether Typeプロトコル<br/> ①0x8000P4<br/> ②0x8000AF4<br/> ③0x1002P/VLAN IEEE 802.1Q<br/> ④0x8000P6<br/> ⑤0x88A8:9100Q-in-Q VLAN IEEE 802.1ad</p> <p>③(データファイバ)専用線<br/> 本線は、データファイバを利用した2拠点間の専用サービスを想定している。なお、イメージは下記③のとおり。<br/> (ア)指定する2拠点間に指定領域に記載された本線のデータファイバ(1芯または2芯)を提供すること。<br/> (イ)又は指定点とするが、Yについては、デジタルデータセンタがTYO5またはOSA2とすること。<br/> (ウ)指定領域を確保するための必要なメテディアコンタ等については、デジタルが前提。<br/> (エ)メテディアコンタ等の制限上から、データファイバはシングルモードファイバとし、2拠点間の損失値は、以下の要件と同等なこと<br/> ①10Gbpsまでの場合：芯数1にて、損失は、23dB@1490/1550nmを越えないこと<br/> ②10Gbpsまでの場合：芯数2にて、損失は、30dB@1550nmを越えないこと<br/> ③25Gbpsまでの場合：芯数1にて、損失は、18dB@1270nm/1310nmを越えないこと<br/> ④25Gbpsまでの場合：芯数2にて、損失は、19dB@1310nmを越えないこと<br/> ⑤100Gbpsまでの場合：芯数1にて、損失は、16dB@1310nmを越えないこと<br/> ⑥100Gbpsまでの場合：芯数2にて、損失は、30dB@1310nmを越えないこと</p> <p>(4)共用型専用サービス<br/> 本サービスは、複数拠点において事業者が提供する専用線(以下、「事業者専用線」という。)にてネットワーク交換を行う、多対多の専用サービスを提供している。イメージは下記のとおり。<br/> (ア)事業者専用線とデジタルデータセンタとなるTYO5/OSA2を接続するとともに、TYO5/OSA2への接続に事業者側の規定に当たっては、各データセンタで動作する各拠点に設置する帯域の合計の50%以上とする。その前提条件のため、帯域の確保確保確保を合わせてアクセス専用サービスを提供してもよい。なお、帯域の指定における各拠点の優先順位について、東日本拠点はTYO5、西日本拠点はOSA2を主たるデータセンタとして接続する。通信品質などの影響状況などをもって管理に判断すること。<br/> (イ)事業者専用線に帯域を確保することなど。別途、導入段階ごとに指定領域を確保すること。<br/> (ウ)拠点、TYO5及OSA2は相互接続できること。<br/> (エ)事業者専用線の帯域確保は、上記の条件が50%を想定した帯域確保を確保としないが、各拠点からデータセンタ間への通信フローを確保し、通信帯域確保を行うこと。<br/> (オ)事業者専用線は、調整分野に本線において動作するすべてのプロトコルをサポートし伝送可能であることを要すること。<br/> (カ)接続するインターフェース規格は、指定領域以上のイーサネット規格とし、フレームサイズは、1522オクテット(バイト)以上透過可能なこと。」</p> |
| 66 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.10 | 3   | 3.2 |         | 「当庁から依頼を受けた上で行う設定作業」と記載がありますが、具体的な設定作業とはどのような内容を想定しているのでしょうか？  | 保守体制として回線サービスの仕様の範囲内で提供可能を確認するため。  | 脆弱性対応等を想定しております。  |
| 67 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.10 | 3   | 3.3 | 3.2.1   | 今回の調達範囲は通信回線のみであり、本ネットワーク内でのセキュリティインシデントを提供事業者側で検知する仕組みはない認識です。この要件はデジタル庁様で用意するネットワーク機器と提供事業者側で連携することを想定しているのでしょうか？                      | 今回の調達範囲は通信回線のみであり、本ネットワーク内でのセキュリティインシデントを提供事業者側で検知する仕組みは対象外と想定しているため。  | ご質問を踏まえて要件を見直し、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。  |
| 68 | 質問    | 別添資料6、SLA項目一覧    | P.4  | 2   | 2.2 |         | 表1-3 障害種別 について、通信エラー発生(パケットロス、エラー等)を監視して障害通知を行う必要はございますでしょうか？  | 提供可能な回線サービスの仕様としてパケットロス、エラー等を障害として検知・通知を実施していないため。<br>また、個別に監視運用環境をご用意することで対応可能だが追加コストが必要となり、サービス提供価格の高騰につながるため。 | SLA項目一覧の2.2.SLA評価対象の障害の定義等を確認の上、本調達のSLAを満たす構成をご提案ください。  |
| 69 | 質問    | 別添資料6、SLA項目一覧    | P.5  | 2   | 2.3 |         | 表1-4 SLA 自標値 の項番5～7について、1日以内で代替サービスによる復旧を行うことは極めて難しいため、冗長回線を準備しておくのご提案は可能でしょうか？  | 提供可能な回線サービスの仕様として復旧時間において代替サービス等による復旧時間の規定がないため。   | 問題ございません。   |
| 70 | 質問    | 調達仕様書            | P.7  | 1   | 6   | 表1      | 12月から段階的な利用開始計画となっており、構築期間によって構築エリアを区分けできますが、地方集約拠点からTYO5またはOSA2への接続は、12月時点ですべてではなく、各拠点開通に合わせた順次開通の構築スケジュールで組み立てることで問題はないでしょうか。          | 必要なコスト削減と、異間伝送構築期間が長期化することがあるため  | 各拠点の利用開始時期に影響がなければ問題ございません。<br>なお、仕様書に記載のとおりスケジュールについては契約締結後に協議としますが、以下のとおり要件定義書2.5の記載を見直ししました。<br>「(2) 暫定利用について<br>拠点と地方集約拠点間の通信回線、拠点とTYO5/OSA2間の通信回線等について、2025年5月末までは、以下に定める(A)及び(B)の要件での利用提供(以下、「暫定利用」という。)を可とする。<br>(A) 通信帯域<br>別添資料2、信用回線一覧で指定する帯域または要件とする帯域の10分の1以上の通信帯域での提供。<br>(B) 回線種別<br>要件として指定する回線種別とは異なる回線種別での提供。<br>なお、異なる回線種別とした場合も本仕様で定める回線種別から選定すること。<br>(例：A型専用線をB型専用線で提供)<br>暫定利用開始とする場合に生じる費用負担等については、受注者の負担とし、暫定利用開始からの切り替え等においては、業務に与える影響を最低とする切り替え計画を提示すること。」  |
| 71 | 質問    | 調達仕様書            | P.13 | 5   | 5   | 1       | 「事業部等の単位で認証を受けている場合は、当該事業部が本調達の実施体制に参画の上、認証に係る管理を行うこと」との記載がございますが、有資格の部署が本調達の体制に参画して認証に係る管理を行ってれば、本調達の契約部署が資格を有してなくてもよいとの理解で合っていますでしょうか。 | 要件の把握のため   | JISQ27001又はISO/IEC27001についてはご認識のとおりです。  |

| 項  | 意見・質問 | 文書名              | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号    | 意見  | 理由           | 回答  |
|----|-------|------------------|-----|-----|-----|---------|---|--------------|---|
| 72 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.3 | 2   | 1   | -       | 帯域増強や冗長性確保のためのリンクアグリゲーション機能を提案することと考えております。「デジタル庁が整備するイーサネット機器を組み合わせたこと」との記載がございますが、上記機能を採用した際、それに必要な機器の選定、機器への設定は、イーサネット機器の調達を請け負った別業者にて実施していただけるとの認識で合っていますでしょうか。   | 要件の把握のため     | ご認識のとおりです。ただし、リンクアグリゲーションを構成する場合は、LACP等の一般的な規格に基づき、トラフィックを均等に分散させることが求められます。  |
| 73 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.3 | 2   | 1   | -       | 「別添資料2、借入回線一覧の「副回線」が「○」となっている地点は、主回線とは異なる設備を使用するなど、冗長性を実現できることを考慮した回線で提供すること」とありますが、異なる設備とは、同一サービス内での機器の冗長化（中継装置や終端装置の2重化等）という認識で合っていますでしょうか。デジタル庁様が想定されている構成をご記載いただけないでしょうか。   | 要件の把握のため     | ご質問を踏まえて冗長構成については加地点目とし、以下のとおり修正いたします。<br>「なお、別添資料2、借入回線一覧の「副回線」が「○」となっている地点は、主回線とは異なる設備を使用するなど、冗長性を実現できることを考慮した回線で提供することとし、高い冗長性を担保した構成を提案する場合は加地点とする。」  |
| 74 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.3 | 2   | 2   | -       | 本調達の範囲は、終端装置までで、終端装置配下のイーサネット機器は含まれないという認識で合っていますでしょうか。   | 調達範囲を明確にするため | ご認識のとおりです。  |
| 75 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.3 | 2   | 2   | -       | 終端装置配下のイーサネット機器への設定は、回線サービス指定の設定を、イーサネット機器の調達を請け負った別業者にて実施していただけるとの認識で合っていますでしょうか。  | 調達範囲を明確にするため | ご認識のとおりです。ただし、広く一般的な機器で設定可能な内容となるようご留意ください。   |
| 76 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.3 | 2   | 2   | 1(1)(ロ) | 「指定帯域以上のイーサネット規格」との記載がございますが、イーサネットに対応した規格という意味で、IEEEの規格だけでなく、ITU-Tの光インターフェースの規格(例：OTU4)もこの仕様の規格に含まれるとの認識で合っていますでしょうか。(ITU-Tの規格は、波長分割多重の伝送に適した規格のため。)   | 仕様の確認のため     | ご認識のとおりです。<br>なお、ご質問を踏まえて、仕様書を以下のとおり追記いたします。<br>「①導入するハードウェア及びソフトウェア等の構成要素は、オープンシステム環境の整備を可能とするため、ITU-T（国際電気通信連合電気通信標準化部門）、ISO（国際標準化機構）等が規定又は推奨する各種国際標準及び装置の製造・データ処理に関して、IEEE（米国電気電子技術者協会）等が規定又は推奨する各種デファクトスタンダードに準拠していること。また、これらに必要十分なインタフェースを有すること。」  |
| 77 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.3 | 2   | 2   | 1(1)(オ) | 「あらゆるイーサネットタイプを透過可能であること」との記載がございますが、ここで記載の「あらゆる」とは、現在90Gの標準や100Gの標準等の標準規格に準拠したフレームの中でのという認識で合っていますでしょうか。ベンダ独自プロトコル等は、明記していただかないと対応の可否を判断できないため。  | 仕様の確認のため     | ご質問を踏まえて、要件定義書の記載を見直ししました。<br>①(A) 専用規格<br>本規は、2拠点間CMの双方向データ転送速度などによる伝送遅延を補った通信サービスを提供している。以下のとおり。<br>(A) 指定する2拠点間 (X-Yとする) に指定された方向 (X→Y) にて確保し提供できること。<br>(I) Xは各拠点とするが、Yについては、デジタル庁データセンターまたはTYOSまたはOSA2とする。こと。<br>(ウ) 指定する2拠点間の伝送遅延は最大100ms以内であること。<br>(E) 接続インターフェース規格は、指定帯域以上のイーサネット規格とし、フレームサイズは、1522オクテット（バイト）以上透過可能なこと。<br>(オ) プロードキャストアドレスを伝播可能であること。<br>(カ) 下記示イーサネットタイプを透過可能であること。<br>EtherTypeプロトコル<br>①0x800Pv4<br>②0x800AFSP<br>③0x8100スタリVLAN IEEE 802.1Q<br>④0x8E00Pv6<br>⑤0x8B09 スロープロトコル LAGなど<br>⑥0x8A8-9100Q-in-Q VLAN IEEE 802.1ad<br>⑦0x8BCCLDP IEEE 802.1AB<br>⑧0x8E5MACover IEEE 802.1AD<br>② 標準規格<br>本規は、MPLS/PEP等公開パケット交換網において、網際及び網内確保による2拠点間の通信サービスを提供している。イメージは下記のとおり。<br>(A) 指定する2拠点間 (X-Yとする) に指定された方向 (X→Y) にて確保し提供できること。<br>(I) Xは各拠点とするが、Yについては、デジタル庁データセンターまたはTYOSまたはOSA2とする。こと。<br>(ウ) 指定する2拠点間の伝送遅延は最大100ms以内であること。<br>(E) 接続インターフェース規格は、指定帯域以上のイーサネット規格とし、フレームサイズは、1522オクテット（バイト）以上透過可能なこと。<br>(オ) 接続インターフェースを光ファイバー/UTPケーブルにて提供する場合は、光ケーブルの場合は、シングルモード/コネクタ形式、UTPケーブルの場合は、RJ45コネクタ形式とする。こと。<br>(カ) プロードキャストアドレスを伝播可能であること。<br>(カ) 下記示イーサネットタイプを透過可能であること。<br>EtherTypeプロトコル<br>①0x800Pv4<br>②0x800AFSP<br>③0x8100スタリVLAN IEEE 802.1Q<br>④0x8E00Pv6<br>⑤0x8A8-9100Q-in-Q VLAN IEEE 802.1ad<br>(3) タクティクス対応規格<br>本規は、光ファイバーを利用した2拠点間の通信サービスを提供している。なお、イメージは下記のとおり。<br>(A) 指定する2拠点間 (X-Yとする) に指定された方向 (X→Y) にて確保し提供できること。<br>(I) Xは各拠点とするが、Yについては、デジタル庁データセンターまたはTYOSまたはOSA2とする。こと。<br>(ウ) 指定する2拠点間の伝送遅延は最大100ms以内であること。<br>(E) メタデータコンパタ等の制限から、タクティクス対応規格は、シングルモード/コネクタ形式とし、2拠点間の伝送遅延は、以下の要件と同等とする。こと。<br>(I) 10Gbpsまでの場合： 芯線1にて、損失は35dB@1450/1550nmを超えないこと<br>②100Gbpsまでの場合： 芯線1にて、損失は、20dB@1450/1550nmを超えないこと<br>③10Gbpsまでの場合： 芯線2にて、損失は、30dB@1550nmを超えないこと<br>④25Gbpsまでの場合： 芯線1にて、損失は、18dB@1270nm/1310nmを超えないこと<br>⑤25Gbpsまでの場合： 芯線2にて、損失は、19dB@1310nmを超えないこと<br>⑥100Gbpsまでの場合： 芯線1にて、損失は、16dB@1310nmを超えないこと<br>⑦100Gbpsまでの場合： 芯線2にて、損失は、20dB@1310nmを超えないこと<br>(4) 共用型通信サービス<br>本サービスは、複数拠点において事業者が提供する通信網（以下、「事業者通信網」という。）にてパケット交換を行う、多対多の通信サービスを提供している。イメージは下記のとおり。<br>(A) 事業者通信網とデジタル庁データセンターをTYOS OSA2に接続するとともに、TYOS OSA2への接続に係る帯域の確保に当たっては、各データセンターで接続する帯域の合計の95%以上とする。こと。その確保のため、帯域の確保目標を積み合わせてアクセス用途として接続する等、運用状況などの監視状況などをもって各拠点に判断すること。<br>(I) 事業者通信網の帯域確保は、帯域2にて、損失は、16dB@1310nmを超えないこと。<br>(ウ) 拠点、TYOS及びOSA2は相互接続できること。<br>(E) 事業者通信網の帯域確保は、上記(A)のよう50%を想定した帯域確保を必須としないが、各拠点からデータセンターへの通信フローを確保し、帯域確保を行うこと。<br>(オ) 事業者通信網は、当該通信網に本調達において契約するすべてのアクセス回線に備えた帯域確保能力を有すること。<br>(カ) 接続するインターフェース規格は、指定帯域以上のイーサネット規格とし、フレームサイズは、1522オクテット（バイト）以上透過可能なこと。」 |
| 78 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.5 | 2   | 2   | 1(4)(ア) | 「多対多の通信サービスを提供すること」との記載がございますが、共用型通信サービスにおいて、多対多でダイナミックルーティングを使用する際には、制御用のマルチキャストパケットが同じグループに設定した回線すべてにフラッディングしてしまうことがあるため、センターと拠点間でトンネルを張り、その中でダイナミックルーティングを使用するか、制御パケットをユニキャスト化するなどの設計設定が必要になる場合がございます。その場合、必要な設計、設定、仕様を満たす機器の調達等は、終端装置配下のイーサネット機器の調達を請け負った別業者にてご対応いただけるとの認識で合っていますでしょうか。 | 調達範囲を明確にするため | ブロードキャストアドレスについては伝播可能であることが要件としますが、マルチキャストアドレスについては特に要件は定めません。<br>なお、ご意見を踏まえて、以下のとおり要件定義書に記載しました。<br>「ブロードキャストアドレスを伝播可能であること。」  |
| 79 | 質問    | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.7 | 2   | 3   | 2(1)    | 「通信を集約するために必要となる通信機器については、デジタル庁が整備すること」との記載がございますが、回線間をつなぐスイッチをデジタル庁様のほうで調達されるとの認識で合っていますでしょうか。また、その通信機器の設定もデジタル庁様のほうで実施されるとの認識で合っていますでしょうか。  | 要件の把握のため     | ご認識のとおりです。  |

| 項              | 意見・質問         | 文書名              | 頁番号           | 章番号          | 節番号 | 小節番号   | 意見   | 理由   | 回答   |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
|----------------|---------------|------------------|---------------|--------------|-----|--------|--|--|--|--------------------------------------|------|--------|----------|----------|--------|-----------|---------|--------|---|-------|--------------|---------|--------|---|---------------|------|------|--------------|----------------|---|------|--------|--------------|
| 80             | 質問            | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.7           | 2            | 3   | 2(1)   | 「19インチラックにて16U以上の空間」との記載がございますが、これは終端装置を設置後の残りのユニットが16U以上の空きがあるようにこの意味でしょうか。   | 要件の把握のため   | 事業者にて準備するデータセンタにおいては、必要となるすべての機器を設置したうえで、16U以上の空間を要件といたします。<br>なお、ご質問を踏まえて、要件定義書を見直しました。<br>「なお、事業者にて提供するデータセンタを地方集約点とする場合は、終端装置の設置後において、19インチラックで16U以上の空間を確保するとともに、異なる2回路の1500Wの電力回路を提供することを提案に含めなければならない。」   |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
| 81             | 質問            | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.10          | 3            | 2   | -      | 「当庁から依頼を受けた上で行う設定作業（セキュリティに関するものなど、年1～2回程度を想定）」との記載がございますが、回線側の設定を年に1～2回も設定変更する想定が思いつきません。具体的にどのような設定作業を想定されているのか教えていただけますでしょうか。   | 要件の把握のため   | 脆弱性対応等を想定しております。   |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
| 82             | 質問            | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.10          | 3            | 3   | -      | ここで記載のセキュリティ障害対応とは、回線サービス側で発生したセキュリティ障害に対しての対応であり、拠点内で発生したセキュリティ障害は対象外であるという認識で合っていますでしょうか。  | 要件の把握のため   | ご質問を踏まえて要件を見直し、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。   |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
| 83             | 質問            | 別添資料6、SLA項目一覧    | P.2           | 2            | 1   | -      | 該当する回線障害に、拠点設備が関与している部分に関する障害は対象外という認識で合っていますでしょうか(終端装置の電源断、終端装置と拠点ネットワーク間のケーブルのリンク断など)。拠点設備は回線サービス側で制御できないため。   | 要件の把握のため   | ご認識のとおりです。   |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
| 84             | 質問            | 調達仕様書            | P.9           | 2            | 2   | (19)   | 「受注者は、作業の実施に当たり、法令等に定められた手続が必要な場合、官公庁等に対し手続を行うこと。また、手続完了後に担当職員へ報告すること。」と、記載がございますが、本調達範囲に「関連事業者・各省庁職員との調整等」など、調整業務は含まれていない認識でよろしいでしょうか。  | 要件把握のため  | 本調達内容を提供するために必要な調整は含まれます。  |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
| 85             | 質問            | 調達仕様書            | P.18          | 6            | 1   | 図3     | 「下図において赤線が示す拠点間回線となる通信サービス(専用線サービス等※)の提供及び保守を本調達の調達範囲とする。」と、記載がございますが、図中にあるGSSDC間通信は利用することを前提として検討してよろしいでしょうか。<br> | 要件把握のため  | 提案する構成においてGSSDC間の通信が発生する場合は、当該GSSDC間の通信は受託者にて準備いただく必要があります。  |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
| 86             | 質問            | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.7           | 2            | 3   | 2      | 「デジタル庁が整備済みデータセンタ、もしくは、事業者が提案するデータセンタとすることができる。」と、記載がございますが、貴庁のDCに「回線終端装置等機器」でサーバラックほど利用させていただく想定ですが、費用負担は提案事業者側として見込んだ方がよろしいでしょうか。  | 要件把握のため  | 2U高までのスペース内に光パッチパネルや終端装置等が収まる場合は、受託者での費用負担は不要です。<br>なお、ご質問を踏まえて、要件定義書の記載を見直しました。<br><table border="1" data-bbox="1612 933 1982 1061"> <caption>表2 終端装置等の設置に係る要件</caption> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象拠点</th> <th>設置想定機器</th> <th>空間要件(上部)</th> <th>電力要件(底部)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データセンタ</td> <td>TYOR/OGA2</td> <td>光パッチパネル</td> <td>2Uまで*1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方集約点</td> <td>デジタル庁が提供する場合</td> <td>光パッチパネル</td> <td>2Uまで*1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市に所在する場合</td> <td>終端装置</td> <td>3Uまで</td> <td>1500W<br/>2回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">別添2専用回線一覧で示す拠点</td> <td>-</td> <td>終端装置</td> <td>2Uまで*1</td> <td>100W<br/>300W</td> </tr> </tbody> </table><br>*1 高さ2U以内(注) 設置高さに対して確保する1U以上の高さ(注) 設置高さ(注) 設置高さ(注) 設置高さ(注) 設置高さ(注)<br>*2 電力を超過する場合は、デジタル庁が電力供給の確保を所務する上、事業者側にて設備要件を確保すること。<br>*3 1Uで設置する拠点数制約に応じて拡大する。 | 種別                                   | 対象拠点 | 設置想定機器 | 空間要件(上部) | 電力要件(底部) | データセンタ | TYOR/OGA2 | 光パッチパネル | 2Uまで*1 | - | 地方集約点 | デジタル庁が提供する場合 | 光パッチパネル | 2Uまで*1 | - | 政令指定都市に所在する場合 | 終端装置 | 3Uまで | 1500W<br>2回路 | 別添2専用回線一覧で示す拠点 | - | 終端装置 | 2Uまで*1 | 100W<br>300W |
| 種別             | 対象拠点          | 設置想定機器           | 空間要件(上部)      | 電力要件(底部)     |     |        |  |  |  |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
| データセンタ         | TYOR/OGA2     | 光パッチパネル          | 2Uまで*1        | -            |     |        |  |  |  |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
| 地方集約点          | デジタル庁が提供する場合  | 光パッチパネル          | 2Uまで*1        | -            |     |        |  |  |  |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
|                | 政令指定都市に所在する場合 | 終端装置             | 3Uまで          | 1500W<br>2回路 |     |        |  |  |  |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
| 別添2専用回線一覧で示す拠点 | -             | 終端装置             | 2Uまで*1        | 100W<br>300W |     |        |  |  |  |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
|                | 87            | 質問               | 別添資料6、SLA項目一覧 | P.5          | 2   | 3      | 表1-4   | SLA項目欄の「障害通知時間」に「受注者起因のセキュリティ障害・受注者起因以外のセキュリティ障害」とご記載がありますが、今回の調達にNW機器は含まれていないと認識しております。具体的なセキュリティ障害は網側の監視装置・回線終端装置を含む機器で認識いたしますでしょうか。 | 要件把握のため  | ご質問を踏まえて要件を見直し、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。 |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
| 88             | 質問            | 別添資料6、SLA項目一覧    | P.5           | 2            | 3   | 表1-4   | SLA項目欄の「障害通知時間」に「受注者起因以外のセキュリティ障害」とご記載がありますが、具体的にどのような障害を想定されておりますでしょうか。   | 要件把握のため  | ご質問を踏まえて要件を見直し、セキュリティ障害に係る記載は削除しました。   |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |
| 89             | 質問            | 別添資料1及び別紙1、要件定義書 | P.4.5         | 2            | 3   | (3)(エ) | 「2拠点間の損失値は、1330nmの波長において、25dBを超えないこと。」と御座いますが、1550nmの波長についても制限があれば、ご教授願います。  | 構成検討においてダークファイバの条件確認のためとなります。  | ご質問を踏まえて、要件定義書の記載を見直しました。<br>「1Gbpsまでの場合： 芯数1にて、損失は、35dB@1490nm/1550nmを超えないこと<br>10Gbpsまでの場合： 芯数1にて、損失は、23dB@1490/1550nmを超えないこと<br>10Gbpsまでの場合： 芯数2にて、損失は、30dB@1550nmを超えないこと<br>25Gbpsまでの場合： 芯数1にて、損失は、18dB@1270nm/1310nmを超えないこと<br>25Gbpsまでの場合： 芯数2にて、損失は、19dB@1310nmを超えないこと<br>100Gbpsまでの場合： 芯数1にて、損失は、16dB@1310nmを超えないこと<br>100Gbpsまでの場合： 芯数2にて、損失は、30dB@1310nmを超えないこと」   |                                      |      |        |          |          |        |           |         |        |   |       |              |         |        |   |               |      |      |              |                |   |      |        |              |